



新型コロナウイルスに対する本学の対応について【第8報 改訂版】

新型コロナウイルスに対する本学の対応について【第8報 改訂版】 (改訂部分を青字で示しています)

学生・教職員 各位

令和2(2020)年6月9日
高知大学危機対策本部

新型コロナウイルスに対する本学の対応について更新しましたのでお知らせします。

本学では令和2年9月30日まで、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため以下のとおり対応します。学生(児童・生徒含む。)及び教職員におきましては、以下のガイドライン等を必ず参照の上、感染拡大防止のための行動をお願いします。

なお、今後の状況の変化によっては、慎重な判断のもと、感染防止対策の一部を緩和、あるいは強化する場合があります。最新の情報をホームページやKULASで確認するようにしてください。

○ 《学生用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第4報 改訂版】

○ 《教員用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第4報 改訂版】

○ 《職員用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第3報 改訂版】

1. 健康管理について

(1) 次のいずれかの症状がある場合は、高知県・市新型コロナウイルス健康相談センター(088-823-9300、9時~21時(平日・土日祝日とも))に相談してください。その上で結果を「9.問い合わせ先」へ報告してください。

- 1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 2) 重症化しやすい方等(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方

- 3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(2) 以下の場合は、速やかに「9.問い合わせ先」に報告してください。

- 1) 新型コロナウイルスに感染した場合
- 2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合
- 3) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と濃厚接触した場合(二次接触者)
- 4) 発熱等の風邪の症状が見られる場合

2. 日常生活について

(1) ①人との距離はできるだけ2m(最低1m)空ける、②マスクを着用する、③手洗い・手指消毒を行うを励行し感染防止に努めてください。

(2) 1つの菌(菌類、ウイルス)の発生する状態を避けてください。

- (3) 5月31日までは他都道府県との往來を原則禁止(私事の場合は控えること。)、6月1日から6月18日までは北海道、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県との往來は慎重に対応すること(私事の場合は控えること。)とします。
- (4) 適切な感染防止対策(消毒液の配置・店員のマスク着用・換気・3密を避ける対策など)が講じられていない店舗や施設への出入りはアルバイトも含めて控えてください。
- (5) 接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウスへの出入りは、当分の間、アルバイトも含めて控えてください。

3. 学業上の取扱いについて

(1) 授業の実施等について

第1学期の授業の実施に関し、本学は新型コロナウイルス感染防止を目的とした特別対応体制をとります。

講義・演習は、9月30日までオンラインで実施されますが、実験・実習等の授業は対面で実施される場合があります。その実験や実習の場合、修学上あるいは学生生活上の必要がある場合に限り、登校を認めます。構内での行動範囲は必要最小限にとどめて、用務が終了した後は速やかに帰宅してください。

以下のことに留意して、感染拡大防止に努め学習するようにしてください。

1) 新型コロナウイルスに感染した場合

- ①速やかに「9.問い合わせ先」へ報告し治癒するまで保健所の指示に従ってください。
- ②9月30日以前に登校する必要が生じた場合でも、治癒するまでは登校禁止にします。

2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合等

速やかに「9.問い合わせ先」に報告の上、下記の指示に従ってください。

①濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査が実施されますので保健所の指示に従って自宅等で待機し経過観察を行ってください。

②濃厚接触者に特定されなかった場合でも、濃厚接触の疑いがある場合には、自宅等で待機し6日間は経過観察を行ってください。

③濃厚接触者と濃厚接触した可能性がある場合には、濃厚接触者が陰性と判断されるまでの間は自宅等で待機し経過観察を行ってください。

④9月30日以前に登校する必要が生じた場合でも、経過観察期間中は登校禁止にします。

3) 発熱等の風邪の症状が見られる場合

①高熱や風邪の症状(くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咳、のどの痛み、倦怠感、関節痛など)が見られるときは、「9.問い合わせ先」に報告し、経過観察を行ってください。また、発熱や風邪の症状が治まったときも、「9.問い合わせ先」に報告してください。

②解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善した後も引き続き健康状態に留意してください。

③9月30日以前に登校する必要が生じた場合でも、解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善するまでは登校禁止にします。

※9月30日以前に登校する必要が生じた実験・実習等の授業において、感染や経過観察などで登校禁止となった場合は「特例欠席」とし、対象となる期間は学業の不利益とならないようにします。なお、経過観察及び登校禁止となった学生は、適宜、所属学部(専攻)に経過報告を行うとともに、登校するにあたっては所属学部長(専攻長)の指示に従ってください。

(2) 図書館の利用について

図書館は、5月27日(水)より開館時間を短縮し、サービスに制限を設けて再開します。

なお、館内で学内ネットワークへの接続はできません。

4. 教職員の就業上の取扱いについて

9月30日まで、在宅勤務で実施することが可能な業務は、在宅にて行うこととします。以下のことに留意して、感染拡大防止に努め業務を行ってください。

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合

- 1) 速やかに「9.問い合わせ先」へ報告し治癒するまで保健所の指示に従ってください。
- 2) 治癒するまで出勤禁止とします。

(2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合等

速やかに所属部局長に報告の上、下記の指示に従ってください。

1) 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査が実施されますので、保健所の指示に従って自宅等で待機し経過観察を行ってください。

2) 濃厚接触者に特定されなかった場合でも、濃厚接触の疑いがある場合には、自宅等で待機し6日間は経過観察を行ってください。

3) 濃厚接触者と濃厚接触した可能性がある場合には、濃厚接触者が陰性と判断されるまでの間は自宅等で待機し経過観察を行ってください。

4) 業務中に濃厚接触が分かった場合は、速やかに帰宅してください。

(3) 発熱等の風邪の症状が見られる場合

1) 高熱や風邪の症状（くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咳、のどの痛み、倦怠感、関節痛など）が見られるときは出勤禁止としますので、速やかに所属部局へ報告してください。

2) 発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善するまでは出勤禁止とします。

3) 解熱後24時間以上が経過し、風邪の症状が改善した後も引き続き健康状態に留意してください。

4) 業務中に発熱等の症状が出た場合は、速やかに帰宅してください。出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

※教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」又は「在宅勤務」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。なお、「就業禁止」となった教職員は、適宜、所属部局に経過報告を行うとともに、出勤するにあたっては所属部局長の指示に従ってください。

5. 他都道府県との往来について

(1) 5月31日までは他都道府県との往来を原則禁止（私事の場合は控えること。）、6月1日から6月18日までは北海道、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県との往来は慎重に対応すること（私事の場合は控えること。）とします。

やむを得ず移動した場合（目的地に移動するために経由する場合は除きます。）は、速やかに「9. 問い合わせ先」に報告するとともに、移動後14日間は登校禁止又は出勤禁止としますので、自宅等で待機し経過観察を行ってください。なお、医療関係業務等に従事する者については、部局長の判断で柔軟に対応できるものとします。

なお、「《学生用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第4報 改訂版】」、「《教員用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第4報 改訂版】」、「《職員用》新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン【第3報 改訂版】」にも他都道府県との往来についての詳細な記載がありますので、これらのガイドラインに沿った行動をしてください。

※登校禁止となる期間の学業上の取扱いについては、学生の不利益とならないようにします。

※教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」又は「在宅勤務」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

※なお、「就業禁止」となった教職員は、適宜、所属部局に経過報告を行うとともに、出勤するにあたっては所属部局長の指示に従ってください。

6. 海外渡航・海外からの帰国及び外国からの研究者等の受け入れについて

現在、全世界に対してレベル2（不要不急の渡航中止）以上の感染症危険情報が発出されています。これを踏まえ、学生・教職員の海外渡航について、令和2年9月30日まで以下のとおり要請します。

(1) 学生・教職員の海外渡航は、原則として9月30日まで中止してください。

やむを得ず渡航する場合は、事前に所属部局長（教職員）、「9. 問い合わせ先」（学生）を通じて学長の許可を得てください。

(2) 海外からの入国者は検疫官の指示に従うとともに、入国から14日間は空港周辺の宿泊施設等で経過観察を行ってください。

(3) 外国からの研究者等の受け入れは、原則として9月30日まで中止してください。

やむを得ない場合は、事前に所属部局長を通じて学長の許可を得てください。

なお、来日後は前記（2）に準じて空港周辺の宿泊施設等で14日間の経過観察を行ってください。

(4) 日本国政府、外務省の発出する海外危険情報等のレベルが下がり、各国、各地域に対する出入国制限が緩和された場合に

は、個別に判断します。

(5) 学生の留学及び海外短期研修プログラム等の実施については、別に定める「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う交換留学（派遣・受入れ）及び海外短期研修プログラム等の実施方針について（令和2年4月30日）」に従ってください。

※学生については、経過観察期間中は「登校禁止」とし、この間の学業上の取扱いについては学生の不利益とならないようにします。

※教職員については、出勤禁止となる期間は就業規則に基づく「就業禁止」又は「在宅勤務」とし、対象となる期間の給与は教職員の不利益とならないようにします。

※経過観察期間中、教職員は所属部局長に、学生は所属学部（専攻）に経過報告を行うとともに、経過観察期間終了後の出勤・登校にあたっては所属学部長（専攻長）の指示に従ってください。

7. 4月10日からの大学構内立入禁止措置に伴い休業となる者の給与の取扱いについて

(1) 学術情報基盤図書館の夜間・休日の閉館に伴い休業となる者については、雇用当初から休業期間中の勤務が見込まれていた場合に限り、対象となる期間の給与は休業となる者の不利益とならないようにし、令和2年3月2日から適用します。

(2) 令和2年4月10日からの大学構内立入禁止措置に伴い休業となる者については、対象となる期間の給与は休業となる者の不利益とならないようにします。

8. 行事やイベント等の開催について

当分の間、行事やイベント等の開催は中止してください。やむを得ない事情で行事等の中止が困難な場合は、事前に所属部局長を通じて学長の許可を得てください。また、本学以外が主催する行事やイベント等への参加も自粛し、適切な感染防止策が講じられていない場合は参加しないでください。

9. 問い合わせ先

※メール送信時は★を@に変えて送ってください。

(1) 日本人学生に関すること

○新型コロナウイルスへの感染、経過観察、風邪の症状等の場合

(朝倉) 人文社会科学部、人文社会科学専攻

メール: gm15★kochi-u.ac.jp Tel: 088-844-8649

教育学部、教育学専攻、教職実践高度化専攻

メール: gm16★kochi-u.ac.jp Tel: 088-844-8653

理工学部、理工学専攻、理学専攻、応用自然科学専攻

メール: gm17★kochi-u.ac.jp Tel: 088-844-8742

地域協働学部、地域協働学専攻、TSP

メール: gm24★kochi-u.ac.jp Tel: 088-844-8903

(岡豊) 医学部

メール: ia21★kochi-u.ac.jp Tel: 088-880-2262

医科学専攻、看護学専攻、医学専攻

メール: ia20★kochi-u.ac.jp Tel: 088-880-2290

(物部) 農林海洋科学部、農林海洋科学専攻、農学専攻

メール: km12★kochi-u.ac.jp Tel: 088-864-5168

黒潮圏総合科学専攻

メール: km14★kochi-u.ac.jp Tel: 088-864-5116

○体調不良を感じた際

(朝倉) 保健管理センター Tel: 088-844-8158

(岡豊) 保健管理センター Tel: 088-880-2581

(物部) 保健相談室 Tel: 088-864-5121

※ 直接、保健管理センター（保健相談室）に來所しないでください。

○その他学生生活に関する相談

学生何でも相談室 Tel:088-888-8010

○新型コロナウイルスに感染した場合に重篤化する恐れのある基礎疾患（免疫系疾患、呼吸器系疾患、糖尿病など）があり、修学上の配慮について相談を希望される方

学生総合支援センターインクルージョン推進支援室

メール:shugakushien★kochi-u.ac.jp Tel:088-888-8037

(2) 外国人留学生に関すること

国際交流室 メール:kr03★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8683

(3) 教職員に関すること

人事課安全衛生係

岡豊キャンパス以外 メール:kj04★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8736

岡豊キャンパス メール:kj04★kochi-u.ac.jp Tel:088-880-2222

※就業禁止等の措置に関することは所属部局の事務部へ連絡すること

(4) 上記以外に関すること

総務課総務係 メール:ks04★kochi-u.ac.jp Tel:088-844-8116

10. 関連情報URL

- ・高知大学保健管理センター（注意喚起）「<http://www.kochi-u.ac.jp/hokekan/>」
- ・内閣官房「<https://corona.go.jp/>」
- ・外務省「<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」
- ・厚生労働省「https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html」
- ・文部科学省「https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html」
- ・高知県「<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVID-19.html>」
- ・高知県・市新型コロナウイルス健康相談センター
「<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/kochi-corona/shingatacorona-consultation.html>」



〒780-8520 高知県高知市曙町二丁目5番1号

電話: 098-844-0111(代表)

E-mail: kikakukh@kochi-u.ac.jp